

3月議会に係る記者会見会議録

平成30年2月20日（火）午後2時～
伊賀市役所 2階 市議会第1委員会室

1. 市長からの発表

本日、平成30年第1回伊賀市議会定例会の招集告示をいたしました。朝から、議会運営委員会を開催いただき、2月27日に開会し、3月23日までの25日間の会期で開催される予定となりました。

今回の議会には、平成30年度当初予算案はじめ、平成29年度補正予算、条例関係等、計53議案を提出します。当初予算では、一般会計はじめ特別会計など、計12の会計で、総額8百13億3千9百51万6千円の予算案を提出します。

はじめに予算編成についてですが、全国的な少子高齢化の進展、人口減少が続く中で、伊賀市の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活気ある社会を維持するため、平成27年10月に策定した「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、策定後2年を経過し、本年で計画期間の中間点を迎えます。しかしながら、平成27年に実施された国勢調査結果では、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に推計した将来予想人口より2,600人余りの減少となっており、本市の人口減少速度は、より加速化、深刻化していることが明らかとなりました。このため、国が策定した「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」や昨年6月に策定した「第2次伊賀市総合計画第2次再生計画」を踏まえるとともに、これまでの取り組みの進捗状況や実績等を踏まえた改定作業を行い、本戦略に掲げる「来たい・住みたい・住み続けたい伊賀づくり」に向けた取り組みの強化を図る必要があります。

平成30年度は、本市の総合戦略のうち平成28年度に内閣府の認定を受け、地方創生推進交付金を活用して取り組みを進めている2つの地域再生計画が事業最終年度となります。1つ目は「ひとが輝く地域が輝くためのシティプロモーション事業」で、「忍者市」を日本だけでなく世界に発信するため、事業者や市民との協働によるプロモーション事業を部局横断的に推進し、持続可能な観光立市に向けた取り組みの礎を築こうとするものです。2つ目の「Uターンを視野に入れたI G A B I T O（伊賀びと）育成促進事業」では、小・中・高校生にかかる郷土教育やキャリア教育の実践、Uターン起業の支援、地域・地元企業と連携した人材育成の仕組みなど、これからの地域づくりの主役となる若者の定住に向けた教育・支援体制の構築を図りたいと考えています。

なお、これら施策は、地域再生計画終了後も継続的な取り組みが必要であることから、第2次再生計画に掲げた「子どもは伊賀の宝」「誇れる伊賀・選ばれる伊賀づくり」「住み続けたい伊賀づくり」「賑わいを取り戻す」という4つの「ええやん！伊賀」プロジェクトの中でも、施策の展開を図っていきたいと考えているところです。

そのような中、平成30年度の財政状況ですが、国が示した平成30年度地方財政計画によりますと、景気が緩やかに回復しているということですが、市の歳入の大き

なウエイトを占める市税と普通交付税は、減額の見込みです。

また、平成30年度以降も新庁舎建設、汚泥再生処理センター建設、(仮称)長田・新居小学校建設などの合併特例債に依存した大型事業を実施することから、今後は公債費の一般財源に占める割合が高くなる状況が続くことが予想され、政策的経費に充当できる一般財源が低下し、極めて厳しい状況となっています。

そうした財政事情を踏まえ、普通交付税の段階的な減額などによる一般財源不足に対応するため、選択と集中をより重視し、「ムダのない財政運営」「市民目線・市民感覚による市政」を基本として、将来の人口減少を緩和し、将来にわたって活気ある社会を維持していくことを目的とした「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第2次伊賀市総合計画第2次再生計画」に基づく事業を実施するための予算編成を行ったところです。

平成30年度の当初予算の概要ですが、予算額は、4百53億4千6百90万7千円となり、前年度比6.0%増の、25億5千9百85万6千円の増額となっています。

現在、建設中の新庁舎、汚泥再生処理センター及び(仮称)長田・新居小学校の建設工事費のほか、新庁舎への移転経費などにより、予算規模が増加しています。

次に、特別会計では、国民健康保険事業特別会計など6会計を合わせまして、前年度比8.9%減の、2百11億2千7百67万6千円となっています。

これは、主に、国民健康保険事業特別会計で、平成30年度より、国民健康保険の財政運営の責任主体が県に移行し、国民健康保険制度が広域化されること、また、山田診療所の休診などにより減額になったことによるものです。

企業会計では、病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の3会計を合わせまして、前年度比3.9%増の、1百48億2千4百66万8千円となっています。

また、財産区特別会計では、島ヶ原財産区及び大山田財産区の2会計を合わせまして、前年度比0.1%減の、4千26万5千円となっています。

以上、平成30年度の全会計の総額は、前年度比1.3%増、予算額で10億4千5百61万円増の、8百13億3千9百51万6千円となっています。

平成29年度の補正予算については、決算見込みによる予算補正を中心に行うとともに、公共施設最適化計画に基づき、公共施設の解体及び複合化等に要する経費の財源に充てるための「公共施設最適化基金」を造成するため、旧上野運動公園体育館の土地売払収入を原資に、基金積立金1千3百20万円を計上するほか、篤志家からの障がい福祉事業寄附金による地域福祉基金積立金1千万円などを計上しています。

また、南庁舎整備設計業務委託料について、当該予算には実施設計業務分が含まれているため、本年度の業務委託料分とする減額補正を行うほか、小学校給食センターの用地取得費については、用地取得が次年度になったことから皆減する補正を行っています。

2. 3月議会提出議案について

平成30年第1回伊賀市議会（定例会）提出議案概要（予算議案を除く）

25	伊賀市公共施設最適化基金条例の制定について	<p>【制定理由】伊賀市公共施設最適化計画に基づき、建物の統廃合、除却等を推進するための伊賀市公共施設最適化基金を設置するため制定する。</p> <p>【条例の内容】基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。</p> <p>【施行期日】平成30年4月1日</p>	管財課
26	伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生に関する条例の制定について	<p>【制定理由】市外で発生した土砂等を持ち込み、埋立て等を行う事業者に対する手続を定めることにより、土壌汚染及び土砂等の流出による災害を防止するため制定する。</p> <p>【条例の内容】事業者、土地所有者、市及び市民の責務を明文化するほか、市外で発生した土砂等で、その事業区域の面積が1千平方メートル以上又は埋立量が1千立方メートル以上を市内で埋め立てる特定事業についての事前の届出等を規定する。</p> <p>【施行期日】平成30年7月1日</p>	環境政策課
27	伊賀市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準を定める条例の制定について	<p>【制定理由】「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行による介護保険法の改正により、居宅介護支援の事業における所管事務が県から市へ移管されることになったため制定する。</p> <p>【条例の内容】指定居宅介護支援事業者の指定、管理等に必要な事業の人員、運営等に関する基準を規定する。</p> <p>【施行期日】平成30年4月1日（一部：平成30年10月1日）</p>	介護高齢福祉課
28	伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が可決され、支給水準の引き下げが行われたため、国の制度改正に準じて引き下げを行うため改正する。</p> <p>【改正内容】職員の退職手当について、現在、100分の87である調整率を100分の83.7に引き下げる。</p> <p>【施行期日】平成30年4月1日</p>	人事課
29	蓑虫庵条例の一部改正について	<p>【改正理由】蓑虫庵の休館日を変更することにより、効率的な運用を図るため改正する。</p> <p>【改正内容】休館日に火曜日を追加する。</p> <p>【施行期日】平成30年4月1日</p>	文化交流課
30	伊賀市体	<p>【改正理由】老朽化が著しい上野運動公園プールを伊賀市公共</p>	スポー

	育施設条例の一部改正について	施設最適化計画に基づき廃止するため改正する。 【改正内容】上野運動公園プールの設置規定を削る。 【施行期日】平成30年4月1日	ツ振興課
31	伊賀市男女共同参画推進条例等の一部改正について	【改正理由】平成30度からの行政組織の変更に伴い改正する。 【改正内容】審議会等を所管する部署名を「人権生活環境部人権政策・男女共同参画課」から「人権生活環境部人権政策課」に改める。 《改正する条例》 ・伊賀市男女共同参画推進条例 ・伊賀市人権政策審議会条例 ・伊賀市いじめ問題調査委員会条例 【施行期日】平成30年4月1日	人権政策・男女共同参画課
32	伊賀市隣保館条例の一部改正について	【改正理由】木興町市民館の条例上の位置の表記誤りを是正するため改正する。 【改正内容】木興町市民館の位置を「伊賀市木興町15番地75」から「伊賀市木興町15番地84」に改める。 【施行期日】公布の日	同和課
33	伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部改正について	【改正理由】伊賀市地域公共交通活性化再生協議会での協議が整い、阿山地区管内の行政サービス巡回車の路線変更を行うため改正する。 【改正内容】阿山支所を起点とする内保線、槇山線、河合丸柱線、新堂線、佐那具線の5路線を玉滝鞆田線、丸柱河合線の2路線とする。 【施行期日】平成30年4月1日	阿山支所振興課
34	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	【改正理由】識見を有する監査委員において、専門性の高い国家資格を有する委員と、通常の委員との報酬の差別化を図り、監査の質を向上させるため改正する。 【改正内容】高度の専門知識を要する国家資格を有する委員は月額20万円、それ以外の委員は従来どおり月額15万9千円の報酬とする。 【施行期日】平成30年4月1日	監査委員事務局
35	伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例の	【改正理由】耐震性がなく、伊賀市公共施設最適化計画において、民営化する計画としている障がい者グループホーム「伊賀ホーム ほほえみ」を、現在の指定管理者である社会福祉法人が他の場所に施設を整備し、平成30年度から事業を開始することから廃止するため改正する。 【改正内容】伊賀ホーム ほほえみの設置規定を削る。 【施行期日】平成30年4月1日	障がい福祉課

	一部改正について		
36	伊賀市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】大山田保育園が園児数の増加により現状の保育室では運営が困難となるため、現在の大山田子育て支援センターの施設を大山田保育園入所児童の保育室として使用するに当たり、大山田子育て支援センターを大山田保健センターに移転するため改正する。</p> <p>【改正内容】大山田子育て支援センターの位置を「伊賀市平田7番地」から「伊賀市平田639番地」に改める。</p> <p>【施行期日】平成30年4月1日</p>	こども未来課
37	伊賀市介護保険条例の一部改正について	<p>【改正理由】介護報酬の改定及び第7期介護保険事業計画において必要となる介護サービス提供量の増加による介護サービス費用の増加を見込んだ介護保険料の改定を行うため、また、介護保険法及び介護保険法施行規則の改正等に伴い改正する。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者の介護保険料率を改正 ・介護保険料に係る基準所得額を改正 ・第1号被保険者の低所得者のみを対象とした保険料軽減措置を平成30年度も実施 ・第1号被保険者に対して適用している罰則を第2号被保険者にも適用 <p>【施行期日】平成30年4月1日</p>	介護高齢福祉課
38	伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	<p>【改正理由】「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行による介護保険法の改正により、「介護医療院」及び「共生型地域密着型サービス」が追加され、また、介護報酬の改定に合わせ基準省令が改正されたため改正する。</p> <p>【改正内容】該当するサービスの指定、管理等に必要な事業の人員、設備及び運営等について規定する。</p> <p>《改正する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・伊賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 ・伊賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 <p>【施行期日】平成30年4月1日</p>	介護高齢福祉課

39	伊賀市国民健康保険税条例及び伊賀市国民健康保険条例の一部改正について	<p>【改正理由】国民健康保険制度の安定化のための国民健康保険法の改正により、平成30年度から国保財政が県一元化され、県と市町村が処理する事務が規定されたことに伴い改正する。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県への納付金のうち、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額について新たに規定する。 ・基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額について、保険税率の変更を行うとともに、国民健康保険税の減額について改正を行う。 ・「伊賀市が行う国民健康保険」を「伊賀市が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険法第11条第2項に規定する協議会」に改める。 <p>《改正する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市国民健康保険税条例 ・伊賀市国民健康保険条例 <p>【施行期日】平成30年4月1日</p>	保険年金課
40	伊賀市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律における住所地特例の適用を受ける被保険者についての規定が改められたことに伴い改正する。</p> <p>【改正内容】現在、伊賀市国民健康保険において住所地特例の適用を受けている被保険者が、現在の住所地で後期高齢者医療に加入する際に、伊賀市の所属する三重県後期高齢者医療の被保険者として、後期高齢者医療保険料を徴収すべき対象者に加える。</p> <p>【施行期日】平成30年4月1日</p>	保険年金課
41	伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例等の一部改正について	<p>【改正理由】平成30年4月1日の伊賀北部農業協同組合と伊賀南部農業協同組合の合併に伴い改正する。</p> <p>【改正内容】委員構成の団体名を「伊賀北部農業協同組合」、「伊賀南部農業協同組合」から「伊賀ふるさと農業協同組合」に改める。</p> <p>《改正する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例 ・伊賀市農業経営基盤強化促進協議会条例 ・伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例 <p>【施行期日】平成30年4月1日</p>	農林振興課
42	伊賀市都市公園条例の一部改正について	<p>【改正理由】都市公園法及び都市公園法施行令が一部改正されたことに伴い、都市公園の敷地面積に対する運動施設の割合について規定するため改正する。</p> <p>【改正内容】都市公園の敷地面積に対する運動施設の割合を100分の50を超えてはならないことを規定。上野運動公</p>	都市計画課

		園に限り、100分の60を限度とすることを規定。 【施行期日】公布の日	
43	伊賀市手数料条例の一部改正について	【改正理由】人件費単価、物価水準等の変動に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたため、その内容に準じ改正する。 【改正内容】消防法に基づく事務の手数料の金額を改正する。 【施行期日】平成30年4月1日	消防本部 予防課
44	伊賀市水道事業給水条例の一部改正について	【改正理由】水道施設の運転管理が適切に行われているなかで、水流や水圧の変化、突発的な機械の故障等を原因とする水道の断水や漏水、濁水が発生した場合にあっては、水道事業者側に過失が無い限り、補償はできない旨を明確にするため改正する。 【改正内容】市が損害を補償しない範囲を「給水の制限又は停止」から「給水の制限若しくは停止又は断水、漏水若しくは濁水」に改める。 【施行期日】公布の日	水道工務課
45	伊賀市史編さん条例の廃止について	【廃止理由】本条例で定める伊賀市史編さん委員会は、市長の附属機関として、伊賀市史編さんの基本方針、編さん計画を行ってきたが、平成29年度で刊行を終えることから廃止する。 【施行期日】平成30年4月1日	総務課
46 47	指定管理者の指定について	【提案理由】指定管理期間が満了する3施設について、平成30年度からの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。 【対象施設】 ・ 菘虫庵 ・ 上野ふれあいプラザ及び上野ふれあいプラザ駐車場	文化交流課 管財課
48	訴え提起前の和解の申立てについて	【提案理由】未払の住宅新築資金貸付金の請求について、訴え提起前の和解の申立てをしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。	債権管理課
49	市道路線の認定について	【提案理由】川上北野線については社会資本整備総合交付金事業川上種生線道路改良事業の第一工区の工事が平成30年度に完了予定で、第2工区の区間の工事実施のため、また、四十九東部7号線及び名阪工業団地治田線については地域の生活道路として整備及び管理が必要なため道路法第8条第1項の規定により、市道路線を認定する。 【認定内容】 ①川上北野線 延長380m ②四十九東部7号線 延長94m ③名阪工業団地治田線 延長275m	建設1課 建設2課
50	市道路線	【提案理由】市道8路線の起点又は終点を変更するため、道路	建設1

	の変更について	<p>法第10条第2項の規定により、市道路線を変更する。</p> <p>【変更内容】</p> <p>①羽根川上線 川上ダムの湛水区域内となるため終点を変更</p> <p>②服部高畑寺田線 国道163号にある寺田橋の付替え工事に伴う終点の変更</p> <p>③川上種生線 川上ダムの湛水区域内のため起点を変更</p> <p>④車坂寺田橋線 国道163号にある寺田橋の付替え工事に伴う終点の変更</p> <p>⑤川上比土線 川上ダムの湛水区域内となるため起点を変更</p> <p>⑥種生川上線 川上ダムの湛水区域内のため終点を変更</p> <p>⑦東川原線 国道163号にある寺田橋の付替え工事に伴う終点の変更</p> <p>⑧川原線 木津川上流河川事務所による堤防工事に伴う終点の変更</p>	課 建設2 課
51	市道路線の廃止について	<p>【提案理由】川上ダム湛水区域内となることから、道路法第10条第1項の規定により、市道路線を廃止する。</p> <p>【廃止内容】阿保川上線 延長1,422.6m</p>	建設2 課
52	伊賀市・名張市広域行政事務組合の解散に関する協議について	<p>【提案理由】地方自治法第288条の規定により、平成30年3月31日をもって伊賀市・名張市広域行政事務組合を解散するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。</p>	総合政 策課
53	伊賀市・名張市広域行政事務組合規約の変更に関する協議について	<p>【提案理由】伊賀市・名張市広域行政事務組合規約から組合が解散した場合の財産の帰属に係る規定を削除し、組合が解散した場合の事務の承継について定める必要があることから、規約を変更するための協議をすることについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。</p>	総合政 策課

3. その他（主な質疑応答の概要）

【予算規模について】

記者：市長の話にもありましたが、市の収入が減っている中で過去 2 番目に大きい予算規模になったということについて、もう一言説明をお願いします。

市長：集中と選択というのが 1 つのコンセプトです。例えば、庁舎建設は課題であってやらなければいけない、汚泥処理センターも建設しなければいけない。選択と集中の中では、しょうがないからするということよりも、やらなければいけないことはやるということです。

記者：来年度が一番お金のかかる年度であるということですか。

市長：この状態が続くわけではなくて、そのピークを来年度に迎えて時間が経てば予算額が下がっていくと考えた方がいいと思います。

【忍者市プロジェクトについて】

記者：忍者市プロジェクト事業について伺います。これは昨年度からの継続事業で 2 年目の成果と書いてありますが昨年どんなことをされましたか。

担当：昨年夏に、新幹線のグリーン車に備え置いている雑誌の方に伊賀市の広告を出させていただいたり、デジタルサイネージの方で東京駅、名古屋駅、京都駅、大阪駅、新大阪駅の方で情報発信をいたしました。

記者：それを踏まえて今年度の忍者市プロジェクト事業への意気込みを聞かせてください。

市長：忍者市宣言をして、いろんなところにインパクトがあったという手ごたえを昨年は得ました。引き続き、皆さんに伊賀市に来ていただいてどのようにお迎えをするかということが問われてくるのかと思います。しっかりとしたおもてなしをしていきたいと思っています。今年も嵐山に行きキャンペーンを致しますし、それから 2 月 22 日 यूチューブに市として動画も掲載します。また明日は、小学校で特別授業をして子どもたちにも誇りをもって忍者文化を語り継承してもらえるようにしようと考えております。

【北泉家住宅について】

記者：新規事業の北泉家住宅についてご説明ください。

市長：現在の状況を申し上げますと、寄贈いただくという事で目録を頂戴しておりますが、建物の所有権の移転登記はしていません。建物の利活用に関する基本計画、利用計画を立てようということの予算です。

記者：文化財指定か何か受けていますか。

市長：国の有形登録文化財です。

【伊賀神戸駅バス転回場について】

記者：伊賀神戸駅近くのバスの転回場予算には 435 万円の一年分の賃借料が入っています。この予算は当局の対応次第では、議会側の非常に厳しい対応が予想されるのですが、それについて市長はどのように臨んでいけますか。

市長：私どもとしては企業立地の政策であり、瑕疵はないと考えていますので、委員会

の方でしかるべき結論が出たときには、しかるべき対応をしなければいけないと思っております。

【南庁舎（現市庁舎）について】

記者：南庁舎利活用に関連する予算について説明してください。

担当：昨年 11 月 24 日に契約締結した南庁舎の基本計画、基本設計、耐震補強計画業務委託の平成 30 年度の予算として計上させていただいております。新しいものを新たに計上したというものではございません。従来から行っている業務の継続業務とお考えいただければと思います。

市長：南庁舎については、昨年 6 月の議会のときに基本計画、基本設計の予算は認めていただいておりますので、これは 2/3 であろうが 1/2 であろうが議決を得た結果に基づくものだとご理解いただきたい。もはや南庁舎を壊す、壊さないといった議論ではなくて、早く次の賑わいづくりをしっかりとしたものにするべきであるとおっしゃっていただいております。これは商工会議所や地元の方々からそのようなお声を頂戴しているところです。我々としてはこの庁舎跡地には、これまで以上の賑わいを作る事に一丸となっていかなければいけないと思っております。

【条例について】

記者：議案番号 30 の体育施設条例の一部改正「プールの廃止」ですが、以前には 2019 年度以降の取り壊しと聞いていましたが、これによると 2018 年度からということですよ。老朽化が著しいとのことですが、確か以前にはポンプ機能だけが調子悪くて更新費用にお金がかかるという理由であって、プール自体に穴が開いているなどではなかったと思いますが、詳細を教えてください。

担当：後刻に資料を配布いたします。

記者：議案No.34「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ですけども、例えば、今の監査委員の公認会計士の鈴木さんの場合だと該当し、議員選出の安本さんの場合ですと現況通りということでしょうか。他市の状況も教えてください。

担当：税理士や弁護士など高度な専門知識を要する国家資格が該当されます。

記者：この報酬の 20 万は適切な金額なのですか。

担当：他市の状況から、適切と判断させていただいております。

記者：議案のNo.44 の「伊賀市水道事業給水条例の一部改正について」ですが、このように明文化しないといろいろ訴えられるのですか。他市も明確にしているのですか。今まで市が損害を補償する範囲を明文化していなくて、何か支障があったのですか。

担当：他市の条例の中ではこのように明文化しているところがあります。

担当：後刻に担当部局の方から詳細について回答します。

記者：議案 47 号にある新規事業の中で解体の設計業務委託料について、この指定管理となる法人のイオンディライトはイオン系列ですか。予算の事前レクの時にも伺いましたが、上野ふれあいプラザに入っている社会福祉協議会とヤオヒコが今後どうなる

のかについては現在白紙ということですが、周辺住民にとっては関心事なのでどういう方向性で考えておられるのか教えてください。

市長：イオンディライトはイオン系の管理会社です。ヤオヒコさんは地域における暮らしを支える重要な施設でありますし、またヤオヒコさんの方も継続されたいというようなお意向であるというように伺っております。社会福祉協議会さんについてはいい場所を検討していただこうと思っております。